



鳥取県公報

令和7年4月18日（金）
第9687号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県税の収納事務の委託（237）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	都市計画の変更（238）（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就退任（239）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就退任（240）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 3
	採石法による採取計画の認可の公表（241）（中部総合事務所県土整備局）・・・・ 4
◇ 病院局告 示	県立病院債権回収業務の委託（4）（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	都市計画区域の変更（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	森林法による開発行為の許可（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 6
	警備業法に基づく検定の実施（2件）（警察本部生活安全企画課）・・・・・・ 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、県税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
一般社団法人鳥取県自動車団体連合会	鳥取市丸山町233	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

鳥取県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
岩美都市計画道路3・4・1号牧谷新井線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
岩美郡岩美町大字牧谷、浦富及び新井
- 3 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年4月18日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	中 嶋 一 夫	鳥取市菖蒲287
〃	中 嶋 義 晴	鳥取市布勢411
〃	浅 田 義 昌	鳥取市河原町袋河原224
〃	森 下 博 徳	鳥取市西円通寺11
〃	森 根 幸 芳	鳥取市倭文232
〃	田 中 幼 一	鳥取市源太39-6
〃	坂 本 秀 夫	鳥取市下味野259-2
〃	川 上 信 温	鳥取市安長353
〃	川 島 忍	鳥取市西品治547-2
〃	中 瀬 和 広	鳥取市湖山町南一丁目169
〃	上 根 順 二	鳥取市賀露町南六丁目2-11
監 事	山 根 一 美	鳥取市湖山町北一丁目362
〃	福 政 貞 憲	鳥取市服部221
〃	川 戸 洋 次	鳥取市河原町袋河原239-2

〃 森 本 寿 夫 鳥取市向国安146-1
 〃 田 中 雅 勝 鳥取市伏野94
 〃 片 山 伸 司 鳥取市三津393
 令和7年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 一 美 鳥取市湖山町北一丁目362
 〃 浅 田 義 昌 鳥取市河原町袋河原224
 〃 森 下 博 徳 鳥取市西円通寺11
 〃 本 城 晃 鳥取市長谷97
 〃 森 本 寿 夫 鳥取市向国安146-1
 〃 田 中 幼 一 鳥取市源太39-6
 〃 家 根 宗 継 鳥取市菖蒲318-2
 〃 坪 内 清 鳥取市安長343
 〃 川 島 忍 鳥取市西品治547-2
 〃 中 嶋 義 晴 鳥取市布勢411
 〃 加 藤 登 鳥取市賀露町南一丁目3-37
 監 事 福 政 貞 憲 鳥取市服部221
 〃 近 藤 元 鳥取市玉津58
 〃 福 田 正 二 鳥取市源太11-1
 〃 山 下 行 正 鳥取市湖山町南一丁目935
 〃 森 本 清 鳥取市湖山町西一丁目223
 〃 石 黒 智 鳥取市賀露町西一丁目3013-3
 令和7年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり淀江白浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年4月18日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 提 島 和 則 米子市淀江町淀江690-83
 〃 尾 澤 邦 明 米子市淀江町淀江632
 〃 陶 山 登 米子市淀江町淀江220
 〃 谷 田 稔 米子市淀江町西原518
 〃 京 谷 耕 作 米子市淀江町西原1332-48
 〃 池 口 稔 米子市淀江町西原729
 〃 田 原 操 米子市淀江町西原951
 〃 林 原 寛 米子市淀江町小波1012
 〃 高 濱 健 米子市淀江町小波859
 〃 景 山 健 二 米子市淀江町中間636-1
 〃 吉 田 知 史 米子市淀江町小波625
 〃 中 林 正 米子市淀江町中間434
 監 事 加 藤 雅 夫 米子市淀江町西原949
 〃 小 武 守 米子市淀江町小波986

〃 杉 原 勉 米子市淀江町中西尾291-10
令和7年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 亀 山 康 夫 米子市淀江町淀江907
 〃 尾 澤 邦 明 米子市淀江町淀江632
 〃 陶 山 登 米子市淀江町淀江220
 〃 谷 田 稔 米子市淀江町西原518
 〃 京 谷 耕 作 米子市淀江町西原1332-48
 〃 田 原 憲 昭 米子市淀江町西原718
 〃 田 原 操 米子市淀江町西原951
 〃 林 原 寛 米子市淀江町小波1012
 〃 高 濱 健 米子市淀江町小波859
 〃 村 澤 毅 米子市淀江町中間694
 〃 吉 田 知 史 米子市淀江町小波625
 〃 村 上 嘉 則 米子市淀江町小波538-4
 監 事 吉 野 照 男 米子市淀江町西原687
 〃 吹 野 彰 勇 米子市淀江町西原1073
 〃 杉 原 勉 米子市淀江町中西尾291-10
 令和7年4月1日就任 任期3年

鳥取県告示第241号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和7年4月18日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社アオキ建設 代表取締役 伊垢離 隆	倉吉市関金町 郡家721-1	倉吉市関金町関金宿 字藪ノ内平1678-1 外21筆 (74,827平方メートル)	花崗岩（真砂土） (278,9923立方メートル)	令和7年4月1日 から令和10年3月31日まで	令和7年3月28日

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立病院債権回収業務に係る収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法第33条の2により準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月18日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		

弁護士法人ライズ 総合法律事務所	東京都中央区日本 橋三丁目9-1	令和6年9月5日	令和7年4月1日	令和7年4月1日か ら令和8年3月31日 まで
---------------------	---------------------	----------	----------	-------------------------------

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和7年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）及び航空要員（男女）
- 募集期間
令和7年4月1日（火）から同年6月27日（金）まで
- 試験種目
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
- 試験期日及び試験場
 - 筆記試験及び適性検査（WEB試験方式）
令和7年7月6日（日）から同月8日（火）までの任意の1日
 - 口述試験及び身体検査
令和7年7月12日（土）
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
- 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 採用予定時期
採用予定通知書で通知する。
- 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 問合せ先
 - 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-47-3250）
米子地域事務所（0859-33-2440）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、淀江都市計画区域を変更したので、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 都市計画区域の名称
淀江都市計画区域

2 都市計画区域を変更する土地の区域
米子市淀江町中間

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和7年4月18日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社アオキ建設 代表取締役 伊垢離 隆	鳥取県倉吉市関金町郡家721-1	倉吉市関金町関金宿地内	真砂土の採取	7.4827ヘクタール	5.2994ヘクタール	4.0685ヘクタール	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	令和7年3月28日

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年4月18日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和7年7月25日（金）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和7年8月23日（土）午前9時から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室

(2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

令和7年6月16日（月）から同月20日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料 14,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年4月18日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 2級

2 実施日時

- (1) 学科試験

- 令和7年7月25日（金）午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験
令和7年8月24日（日）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
- (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室
- (2) 実技試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 車両等の誘導に関すること。
エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。
イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
令和7年6月16日（月）から同月20日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所地を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
(3) 写真（申前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
- (1) 検定手数料 14,000円
(2) 納付方法
(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察ヘリコプター12月点検等整備委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期限

令和7年8月29日（金）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は総額とし、契約申込金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた額とする。）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の航空機部品及び修理に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和7年4月24日（木）正午までに原則としてとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 本件公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課管財係

電話 0857-23-0110（代）

電子メール k_kaikeikanzaikakari@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和7年4月18日（金）から同月23日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月29日（木）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月28日（水）午後5時までとする。）

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和7年5月15日（木）午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下

「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Outsourcing of 12th inspection and maintenance of Tottori Prefectural Police Helicopter, 1 Set

(2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 15 May, 2025

(3) Time-limit for the submission of tenders: 2:00 PM, 29 May, 2025 (Time-limit for the Submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 28 May, 2025)

(4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters
1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan, TEL 0857-23-0110